

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成30年3月19日（平成30年（行情）諮問第148号及び同第149号）

答申日：平成30年9月13日（平成30年度（行情）答申第226号及び同第227号）

事件名：第1回地層処分研究開発調整会議の経過を録音した録音物の不開示決定（不存在）に関する件
第2回地層処分研究開発調整会議の経過を録音した録音物の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「第1回地層処分研究開発調整会議の経過を録音した録音物」及び「第2回地層処分研究開発調整会議の経過を録音した録音物」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月9日付け20171013公開資第1号及び同第2号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 本件対象文書が存在する理由

会議運営の透明性確保が「地層処分研究開発調整会議」（以下「調整会議」）の背景・目的の柱である。

平成29年5月資源エネルギー庁作成の「地層処分研究開発調整会議について」（資料1，添付略）における「調整会議」の背景・目的によると

（ア）平成17年10月に閣議決定された原子力政策大綱により、「国及び研究開発機関等は、全体を俯瞰して総合的，計画的かつ効率的に進められるよう連携・協力するべきである」とされたこと等を受け，同年，資源エネルギー庁主催の下，日本原子力研究開発機構及

び関連研究機関が参画する「地層処分基盤研究開発調整会議」を開始した。

(イ) 審査請求人の「地層処分基盤研究開発調整会議」についての説明

「地層処分基盤研究開発調整会議」は、高レベル放射性廃棄物地層処分を推進する資源エネルギー庁と研究を担う日本原子力研究開発機構並びに各研究機関、処分実施主体などで構成された研究開発並びに地層処分事業の心臓部であった。

会議の設置は公表されず、会議開催も非公表、会議も非公開、議事録の公表もなく、報告書が作成されるたびにひっそりと資源エネルギー庁のウェブサイトへアップされた。

報告書の議論の詳細や経過を知る方法は、議事録開示請求に限られていた。

(ウ) 一方、平成27年5月22日「最終処分法における基本方針に基づき設置された原子力委員会放射性廃棄物専門部会が昨年秋に取りまとめた評価報告書において」、「研究開発等における関係行政機関等の間の一層の連携強化、基盤調整会議の運営の透明性確保」が求められた。

(エ) この指摘を受けて、「地層処分基盤研究開発調整会議」を廃止し、新たに調整会議を経済産業省の研究会として設置した。

(オ) 以上のように、「基盤調整会議の運営の透明性確保」が設置の重要な意義であることから、会議の原則公開、傍聴、配布資料、議事要旨、成果物のウェブサイトを通じた公開のみならず、議事要旨作成の基となる本件対象文書は必ず存在する。

イ 公開されている「議事要旨」の中の開催日時、開催場所、出席者、議題の部分（資料として公開されている部分）を除き、議事概要部分のみの総文字数は、以下のように大量である。特に、第2回は、第1回の約2倍の文字数である。

第1回 3073文字（資料2，添付略）

第2回 7245文字（資料3，添付略）

これだけの大部の文字数の議事要旨を作成するには、文字による経過の記録、あるいは録音物が不可欠である。したがって、本件対象文書は必ず存在する。

ウ 議事要旨や成果物である報告書の検証には、録音物または文字による記録が不可欠

平成29年5月の資源エネルギー庁「「地層処分研究開発調整会議」について」によると、本件「調整会議」は平成30年度～平成34年度までの5カ年間の高レベル放射性廃棄物処分研究に係る全体計

画を策定し、成果物（報告書）を作成するための重要な会議である。しかも高レベル放射性廃棄物は10万年、100万年の隔離が必要とされる。

様々な機関や組織による内部、外部の検証が不可欠である。透明性を確保するために設置された調整会議についての説明責任を果たすために、議事録に代わるものとして「調整会議の経過を録音した録音物」が必ず存在する。

以上の理由より、本件各審査請求に係る原処分 of 取消しを求める。

(2) 意見書1及び2（平成30年（行情）諮問第148号及び同第149号）

ア 不開示とした録音物は以下のとおり存在するので、処分庁の決定を取り消すとの判断を求める。

(ア) 議事要旨作成の際、録音物は存在した

処分庁は、第1回及び第2回調整会議の議事要旨は業務委託により作成されたと説明する。委託事業者は議事要旨作成のために録音物を使った。つまり、議事要旨作成時には録音物が存在した。

(イ) 委託契約の納品物に録音物は含まれていないため不存在

ところが録音物は納品物に含まれていないため、処分庁は録音物を取得していないと説明する。

(ウ) 録音物は国の財産であり、処分庁の所有物であり、国民の財産

録音物は処分庁が認めるとおり議事要旨作成の基礎となるものであり、処分庁の所有物であり、行政文書であり、国民の財産である。処分庁は委託業者に録音物を請求し、速やかに所有物とし、開示請求者に開示すべきである。

(エ) 議事要旨の確認と説明責任を果たすためにも録音物を請求し、保有する行政文書とすべき

「調整会議」では動画が録画されず、議事録も作成されていない。そのため、公開された議事要旨が正確か否かを確認する方法が存在しない。

処分庁は議事要旨の基となった録音物を委託事業者から取得し、請求者に公開することは、公文書等の管理に関する法律の1条に記された目的である、国の「諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」及び法に明記された「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことである。

(オ) 録音物の開示は原子力委員会が調整会議に求めた運営の透明性の

確保そのもの

「最終処分関係行政機関等の活動状況に関する評価報告書」（2016年9月30日原子力委員会放射性廃棄物専門部会）における地層処分基盤研究開発調整会議の評価結果「調整会議の最近の開催状況や全体計画の改訂内容をインターネットを通じて把握することは困難であることから、その運営の透明性の確保が望まれる。」

（36頁）と運営の透明性確保を指摘している。会議の公開、資料の公開、議事要旨の公表だけでなく、議事要旨を検証できる録音物の公開は、運営の透明性に不可欠である。

なぜなら、この調整会議は動画配信も、議事録も確保されておらず、遠隔地でも議事要旨の検証が可能となる録音物の開示が、運営の透明性確保には不可欠である。

イ 資料の添付

上記ア（オ）で引用した「最終処分関係行政機関等の活動状況に関する評価報告書」（原子力委員会放射性廃棄物専門部会2016年9月30日）表紙と36頁を資料として提出する。（資料添付略）

ウ 結論

以上により、取得も作成もしていないとする録音物は存在するので、処分庁の決定を取り消すとの判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成29年10月11日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、第1回及び第2回調整会議の経過を録音した録音物の各開示請求（以下、併せて「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月13日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、対象となる行政文書を特定し、法9条2項の規定に基づき、平成29年11月9日付け20171013公開資第1号及び同第2号をもって、不開示とする各決定を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、平成29年12月16日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し、対象行政文書を改めて特定し開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、平成29年5月31日に開催された第1回調整会議の経過を録音した録音物及び同年9月8日に開催された第2回調整会議の経過を録音した録音物である。

3 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とする決定を行った。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、大量の文字数の議事要旨作成の基となる本件対象文書が存在しているはずである旨を主張しているため、資源エネルギー庁における本件対象文書の保有の有無について、以下具体的に検討する。

(1) 第1回及び第2回調整会議の議事要旨は、業務委託により原案を作成しており、委託先事業者が作成・納品した議事要旨原案を会議出席者等の関係者が確認を行った上で、議事要旨として経済産業省ウェブサイトで公開している。したがって、今回請求されている行政文書は取得も作成もしていない。また、当該委託契約においては、納品物に録音物は含まれておらず、資源エネルギー庁は、委託先事業者からも録音物を取得していない。

(2) また、本件審査請求を受けて、改めて、調整会議の担当部署である資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課の書庫・共有ドライブ等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| ① 平成30年3月19日 | 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第148号及び同第149号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年4月5日 | 審査請求人から意見書1及び資料を収受（平成30年（行情）諮問第148号） |
| ④ 同日 | 審査請求人から意見書2及び資料を収受（平成30年（行情）諮問第149号） |
| ⑤ 同年9月11日 | 平成30年（行情）諮問第148号及び同第149号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、第1回及び第2回調整会議の経過を録音した録音物である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 調整会議においては、「平成26年度放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物重要基礎技術研究調査）」（以下「特定事業」という。）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、特定事業における研究開発に関する進捗管理、成果の取りまとめ及び研究開発状況の中間評価等を実施した。

特定事業は、平成26年5月28日付けで一般競争入札に付され、特定法人が落札し、委託契約に至っており、特定法人は、実施要項に基づき、調整会議の事務局も務めるとされた。

イ 第1回調整会議は、平成29年5月31日に開催され、同会議で配布された参考資料1「「地層処分研究開発調整会議」について」（以下「参考資料1」という。）に記載されているとおり、調整会議は原則公開とし、傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認めること及び配布資料、議事要旨、成果物は、特段の事由がない限り（特段の事由により非公開とする場合は、理由を明示。）、ウェブサイトを通じて公開することが合意された。

これに従い、調整会議の開催については、経済産業省のウェブサイトに会議開催の1週間前に日時・内容を掲載し、傍聴予約を開始しており、会議終了後には、配布資料及び議事要旨等を経済産業省のウェブサイトに掲載している。

ウ 調整会議の議事要旨については、調整会議の事務局である特定法人が、実施要項に基づき作成し納品した議事要旨原案を基に、会議出席者等の関係者が内容の確認を行った上で議事要旨としたものであって、資源エネルギー庁が録音物を基に議事要旨を作成したものではない。

エ また、上記アの実施要項には、調整会議の録音物を納品することは含まれておらず、資源エネルギー庁は、特定法人から録音物を取得していない。

オ 本件審査請求を受けて、改めて、資源エネルギー庁の担当部署にお

いて、書架、書庫及び共有ドライブ等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から実施要項及び参考資料1の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)ア、イ及びエの説明のとおりであると認められ、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、資源エネルギー庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久